

第1章 農村環境計画の基本的考え方

第1節 背景と目的

1. 計画策定の背景

本市は、平成16年10月に川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甕村、下甕村、鹿島村の1市4町4村が合併、誕生しました。市は都市文化ゾーン、田園文化ゾーン、海洋文化ゾーンに分けられ、振興が図られています。

一方、本市では農業の活性化を図るため、多様な特性を生かして、食糧供給基地の農業振興策が進められています。しかし、農業就業者数は減少傾向にあり、さらに農業経営者の高齢化・後継者不足、耕作放棄地の増加による農地の荒廃などが懸念されています。また、農畜産物の輸入自由化、消費者ニーズの多様化など農業・農村を取り巻く環境は厳しくなっています。

こうした中、国は食料・農業・農村基本法（新農業基本法）の制定に続き、平成14年4月には改正土地改良法を施行し、住民参加及び環境との調和に配慮した農業農村整備事業が義務づけられました。また、農林水産省では、農業振興地域を持つ市町村に対し、農業農村整備における環境保全・創造の方針を示した農村環境計画を策定するよう指導を行っています。

このような背景のもと、本市の自然環境の保全と農村の総合的な整備に関する方策や、農業農村整備事業における環境との調和への配慮方針を定めた「薩摩川内市農村環境計画」を策定することとなりました。

2. 計画策定の目的

(1) 目的

農村地域の自然環境の保全、生産環境の整備、快適な生活環境の実現を目指す農業農村整備事業を総合的・効率的に実施することを目的とします。

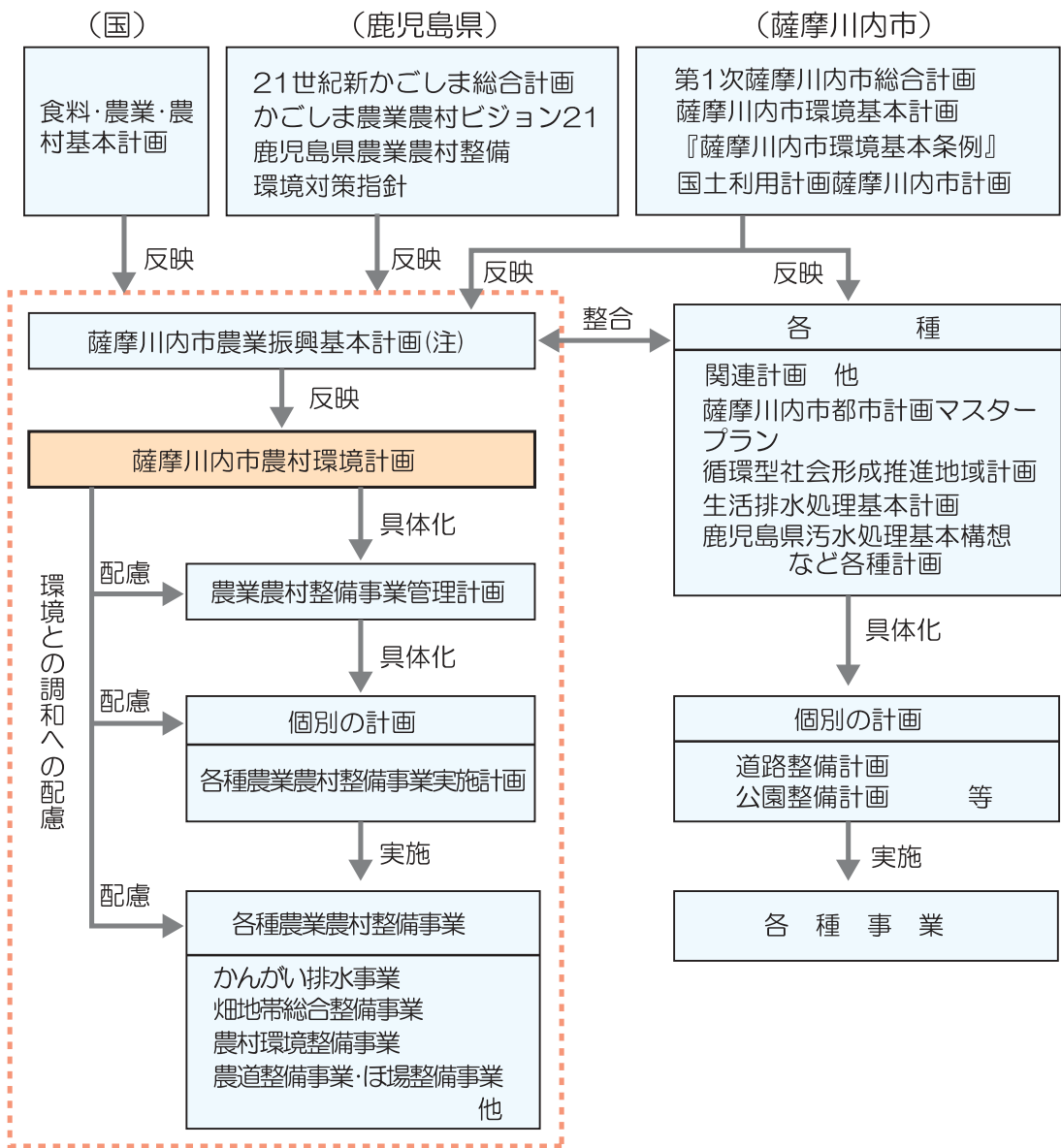
(2) 策定の方針

- ①鹿児島県農業農村整備環境対策指針及び総合計画など市の他の計画との整合を図ります。
- ②市民（農家及び非農家）の農業農村に関する意向を計画に反映させます。
- ③本市における自然環境の現状を把握し、農村環境整備事業における環境配慮方策を十分に検討します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は次の位置づけを持つものとします。

- ①農業農村整備事業の計画から実施段階において環境との調和への配慮を行うガイドライン（指針）です。
- ②薩摩川内市総合計画を農村環境面で実現します。
- ③薩摩川内市環境基本計画『薩摩川内市環境基本条例』，農業振興基本計画及び鹿児島県農業農村整備環境対策指針などの上位計画を反映します。

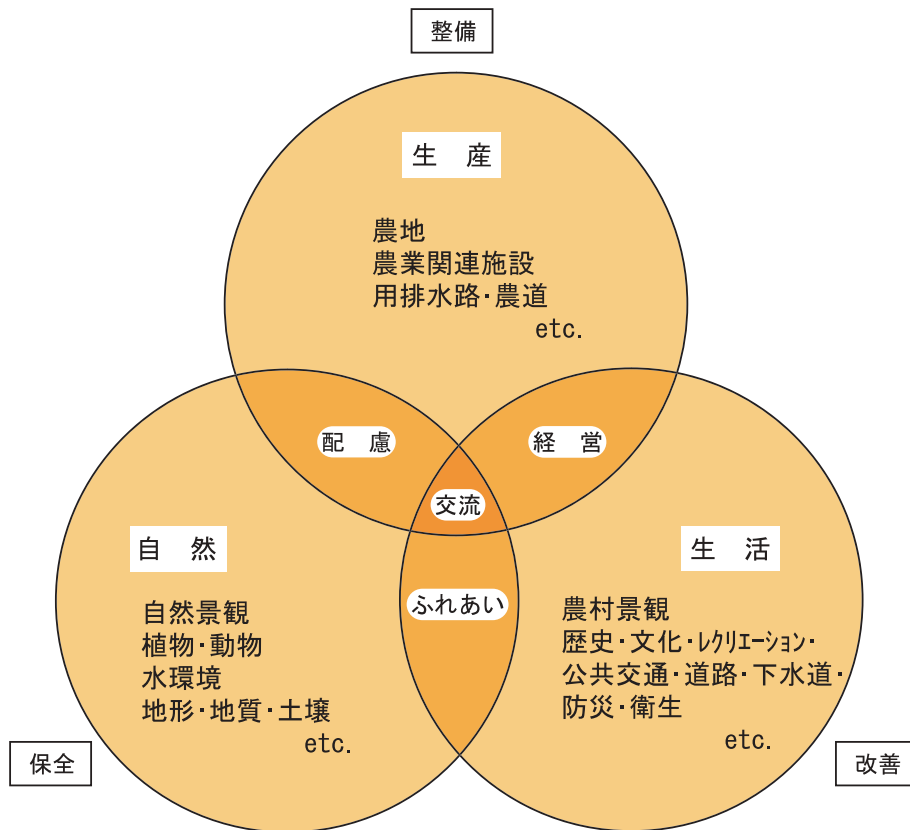


注) 農業振興地域整備計画及び農村振興基本計画を含む

▲ 農村環境計画の位置づけ

第3節 計画の対象範囲

計画範囲は市全域とし、計画の対象とする環境は自然環境，生活環境，生産環境とします。特に，環境配慮を対象とする範囲は自然環境の円内にある自然，生活，生産環境も含みます。



▲ 計画の対象範囲

第4節 計画の期間

計画期間は薩摩川内市総合計画に準じます。ただし，上位計画である第1次薩摩川内市総合計画が改訂された場合や社会経済状況の変化が生じた場合には，見直すものとします。